

## ・ 参 考

### イギリス教育の概要

### 教育水準監査局（OfSTED）の評価資料

学校評価監査基準  
授業チェックシート

### プラムクロフト初等学校の協定書

### 水準向上と教員の負担軽減に 関する国民合意（教育技能省）

# イギリス教育の概要

## 1 教育の動向

まず、イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4地域からなるが、本報告書における「英国」・「イギリス」は、イングランドに対応している。特に、スコットランドと北アイルランドは独立性が強く、教育改革も、それぞれ独立した法律によって進められているからである。人口を見ても、イングランドは全体の83%を占め、イングランドとの共通性が高いウェールズと合わせると90%近くになる。

イギリスは、アメリカ、日本など先進国と同様、国際社会をたくましく生きる人の育成を目指している。とりわけ「1988年教育改革法」は、その趣旨を明確に表し、イギリスの教育体制を変革させたといえる。

その後の教育改革の概要を整理すると、以下のとおりである。

### (1) サッチャー、メージャー政権の取り組み（1987年～）

#### ① 改革の内容

他の先進国と比べた学力低下を大きな問題とし、サッチャー政権が、教育改革を前面に出す。

#### 【手法】

ー市場原理の教育への応用による教育水準向上と効率的な学校運営ー

ア ナショナル・カリキュラムの作成

イ その到達度をみるための「全国テスト」の実施

ウ 地方教育当局の権限を縮減、国庫補助学校の創設、親の学校選択を促進

<メージャー政権は、さらに以下の取り組みを進める。>

エ 学校監査制度の再編強化、パフォーマンス・テーブルの導入  
(学校の説明責任を重視)

オ「保育ヴァウチャー」の導入

カ スペシャリスト・スクールの創設

#### ② 改革の評価

#### 【メリット】

ア 明確な指標の導入による学校や児童生徒の達成度の客観的な評価を可能にする。

#### 【問題点】

ア 逆に競争から取り残される学校や生徒への配慮不足

イ 教育困難地域等に対する具体的な施策の不足

ウ したがって、国全体としての教育水準は向上せず

## (2) 第一期ブレア政権の取り組み(1997年～)

### 改革の内容

教育水準の向上に焦点を当てるところは前政権を引き継いだ。ナショナル・カリキュラムや「全国テスト」の実施と結果公表などにおいて、例外を許さず、すべての学校に学力向上を求めるところは大きく異なった。

また、「市場原理」より、親と学校、地方と中央、官と民など様々なレベルで連携を強調し、とりわけ地方教育当局の役割を再確認した。

- ア 読み書き計算を重視する授業編成
- イ 「保育ヴァウチャー」「国庫補助学校」は廃止
- ウ 教育条件を改善(特に、小学校(5-11歳の6年間)を重点)
- エ 小学校低学年における30人学級の実現
- オ 教育への公財政支出の充実
- カ 学校や地方教育当局の運営に際し、民間資金の導入にも積極的

### 改革の評価

- ア 小学校を中心に学力向上の改善が見られる
- イ 一方、様々な新制度の導入や報告事務の増加に伴い、教員の事務量が増大
- ウ 教員の待遇改善が進まず、都市部を中心に教員不足が深刻化

## (3) 第二期ブレア政権下での改革の行方(2001年～)

小学校に引き続き、中等学校(11-16歳の5年間)の改革を推進

小学校と同様に、読み書き計算重視の授業編成

学校の多様化・弾力化を通じた教育の活性化

スペシャリスト・スクールの増加、宗教団体や民間企業による学校経営参画を奨励  
教員確保の各種方策の取り入れ

そして、現在、教育水準の向上や教員不足解消等について、成果が見え始めている。

## 2 教育行政

### (1) 法制度

現在、イングランドとウェールズの教育制度の大枠は「1996年教育法(Education Act 1996)」により定められている。この法律は、1994年以降の様々な教育法を統合したものであり、労働党が政権を獲得して直ちに制定した「1998年学校水準・枠組法(School Standards and Framework Act 1998)」によりおよそ半分の条文が削除された現在も、教育制度の基本枠組みとなっている。「1996年教育法」は、初等・中等・継続教育や義務教育、地方教育当局、ナショナル・カリキュラム、特別な教育的ニーズ、私立学校等、基本的な教育制度について定めている。「1998年学校水準・枠組法」は、教育水準向上のための施策(小学校1・2学年の30人学級、教育改善地区(Education Action Zones)、大臣

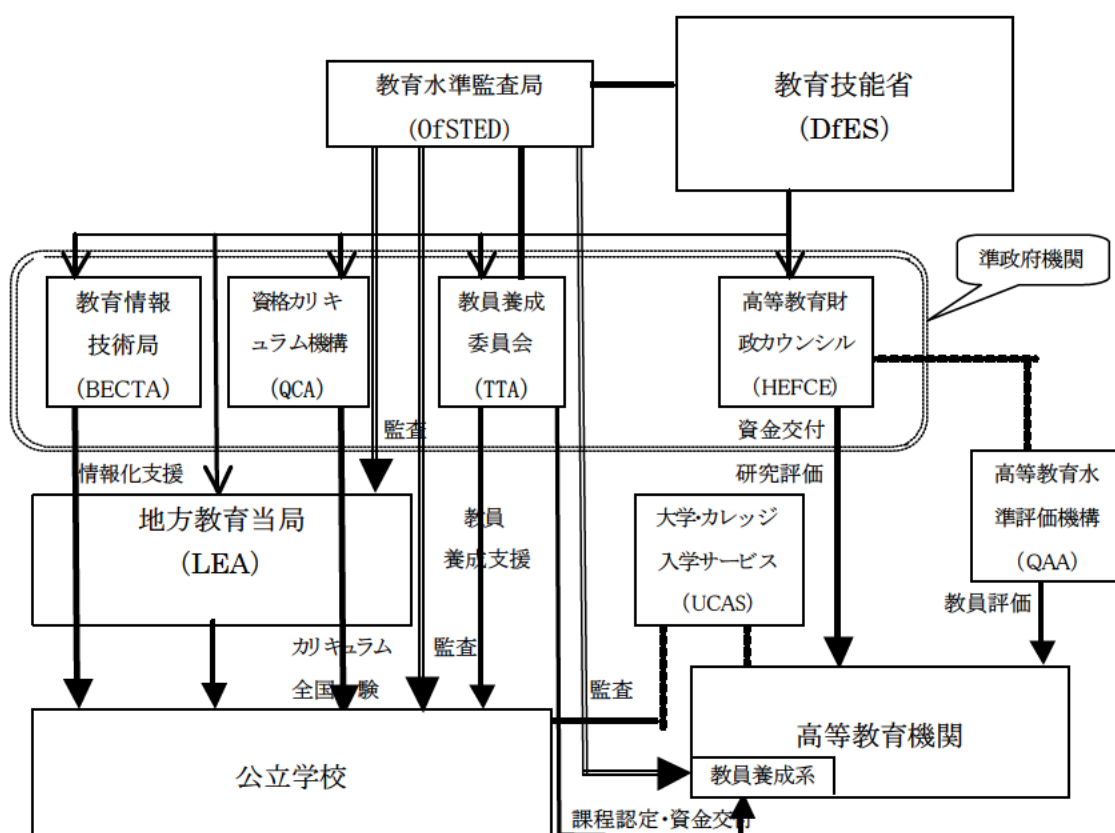
による閉校命令等)の他、公立学校の種類・予算の仕組み、学校への入学手続き等について定めている。

「2001年特別な教育的ニーズ・障害法」では、実施規約の改正がなされており、2002年には、画一性の打破やアカウントビリティ強化などの改革方針を示した法案が「2002年教育法」として成立している。

## (2) イングランドの教育機関

日本の文部科学省に当たる政府の教育部門は教育技能省 (Department for Education and Skills [DfESと略す]) であるが、教育技能省 (DfES) から独立した教育に関わる政府機関もある。以下に示すのは、イングランドの基本的な教育機関である。

### 【イングランド教育機関の基本概略図】



【出典：榎本剛『英国の教育』(財)自治体国際化協会】

- ① 準政府機関・・・独立した組織でありながら、教育技能省 (DfES) と一体的に活動する教育機関もある。通常、教育技能大臣により任命された理事からなる理事会により運営される。
- ② 教育水準監査局 (OfSTED)・・・地方教育当局 (LEA)・公立学校の監査、及び教育技能大臣への助言を大きな役割としており、1992年に設置されている。教育技能省 (DfES) と教育水準監査局 (OfSTED) との間では、意見交換が行われているが、教育水準監査局 (OfSTED) の分析や助言については独立性が保たれている。監査は、政府から交付金をもらうすべての教育機関 (大学を除く) に対して行われる。小学校や中学校、特別学校に対しては、3～8人による監査団により約1週間かけて、通常4～6年に一度行うことになっており、数十ページにわたる監査報告及びその要約を

作成し、学校及び地方教育当局(LEA)、教育水準監査局(OfSTED)に提出する。監査内容は、

教科指導やカリキュラム、生徒指導などの教育の質

全国テストや資格試験の結果による児童生徒の成績及び児童生徒の社会的人格的発達

学校の管理運営やリーダーシップ

当該校の改善課題

などである。【参考 p.77】

また、評価は、「大変優れている」・「優れている」・「十分である」・「不十分である」の4段階で行われることが多い。

学校は、監査の要約を保護者に送付するとともに、報告(特に、指摘事項)に対し、40労働日以内に行動計画の作成、実施義務が生じる。

資格カリキュラム機構(QCA)・・・「1997年教育法」第21条により設置され、ナショナル・カリキュラムに関する具体の業務や全国テスト・資格テストの水準管理業務などを担っている。

教員養成委員会(TTA)・・・「1994年教育法」により設置され、理事13人(教育技能大臣が任命)及び職員約110人からなり、教員養成機関の課程認定や評価(教育水準監査局(OfSTED)の監査結果等を基にする)の業務を担っている。この評価は、学生定員や予算配分、課程認定に直接的に反映され、最低の評価を受けると学生定員が半減され、これが2年続くと課程認定そのものが取り消されることにもなる。

地方教育当局(Local Education Authorities[LEAと略す])・・・イングラ

ンドでは地方公共団体における教育部局として150の地方教育当局(LEA)が存在する。地方教育当局の役割は「地域における精神的、道徳的、知的及び身体的発達に貢献するため、地域住民のニーズに沿った効果的な初等教育、中等教育及び継続教育を保証する」(「1996年教育法」第13条)とされている。

### 3 教育財政

イギリス全体(イングランド他3地域を含む)における公財政(国及び地方の合計)に対する教育予算の占める割合は、1984-85年度の10.3%から上昇し続け、2001-02年度には12.9%に達している。

また、政府は単年度予算とは別に、3年間を単位とする財務政策を「政府支出見通し」(国と地方の支出合計)として策定しているが、2002年7月15日、ブラウン財務大臣は、2003年度から2005年度までの次期政府支出見通しを公表している。この中で、教育予算については年率6ポイント上昇(イングランド)させ、2005年度予算は、2002年度より128億ポンド(約2兆3,680億円)多い577億ポンド(約10兆7,000億円)とする考えを明らかにしている。この結果、連合王国全体の公財政支出教育費の対GDP比は、2002年の5.1%から、2005年には5.6%と0.5ポイント伸び、2000年の4.6%からは1ポイントの伸びとなる。

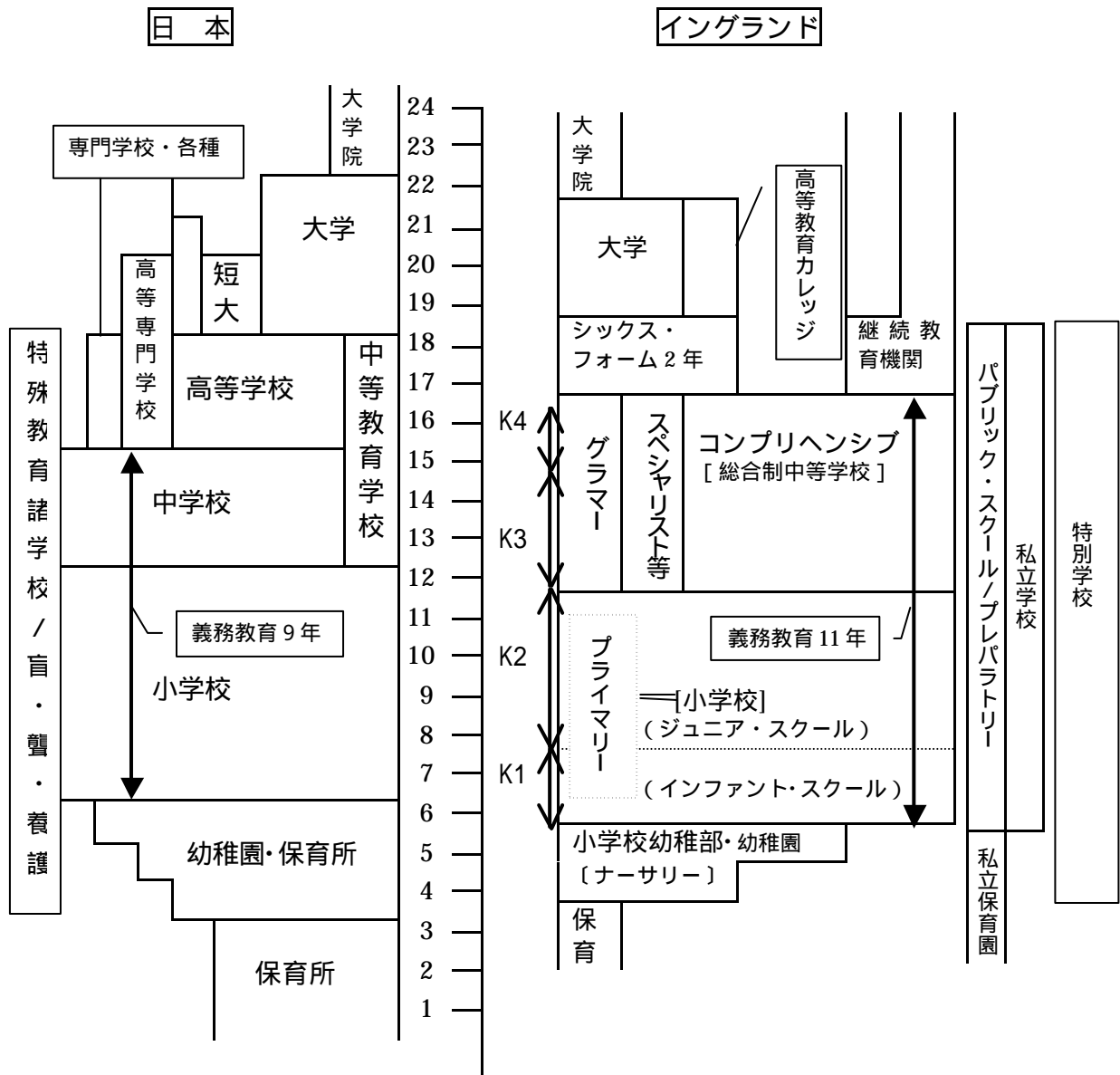
つまり、2002年に発表された「政府支出見通し」では、教育関連費は政府予算の中で医療・社会保障費に次いで高い増額割合を示し、政府は、教育を政策の最優先課題と位置づけ、教育改革を重視・継続する姿勢を見せている。

## 4 学校教育制度（初等・中等教育）

### （1）学校制度

イギリスの新学期の開始は9月であり、義務教育の修業年限は11年間である。しかし、小学校から大学を卒業するまでの年限の合計は16年となり、日本と同じである。

### 【イングランドの学校系統図】



出典：榎本剛「英国の教育」(財)自治体国際化協会をもとに当調査団作成)

## (2) 学校の種類

英国の初等中等教育には、地方教育当局(LEA)により設置・維持される公立学校(maintained schools, state schools)と、公費を受けない私立学校(independent schools)の2種類がある。ただし、英国の公立学校には、もともと自治体主導で設置されたものと、教会をはじめとする民間団体が設置したものがあつたため、いくつかの種類に分かれる。

公立学校の種類及び学校数(学校数は2001年)

学校の種類	主な特徴	小学校	中等学校
コミュニティ学校 (Community Schools)	地方教育当局(LEA)が経費を運営負担するとともに、土地・建物を所有し、職員の雇用者となる(全学校数の約3分の2を占める)。	11,335	2,307
自主(政府補助)学校 (Voluntary Aided Schools)	運営費は地方教育当局(LEA)が負担するものの、施設の維持管理は学校が負担する。財団(教会が多い)が学校運営委員会(governing body)の多数を占める。職員は学校理事会(School Governing Bodies)が雇用する。	3,727	547
自主(政府管理)学校 (Voluntary Controlled Schools)	運営費は地方教育当局(LEA)が負担する。施設は学校が所有するが、その維持は地方教育当局(LEA)が負担する。財団(教会が多い)が学校理事会(School Governing Bodies)の一部を占める。職員は地方教育当局(LEA)が雇用する。	2,650	130
ファンデーション学校 (Foundation Schools)	地方教育当局(LEA)が運営主体ではあるが、学校が職員を雇用するなど、一定の自主性を有する。	357	497
合計		18,609	3,481

統計は教育技能省(DfES)、説明は榎本 剛(元連合王国日本国大使館)

### 就学前教育

就学前教育は、一般的に3 - 5歳を対象としており、日本のような独立した幼稚園(nursery schools)もあるが、小学校に幼稚部が併設されている(nursery classes within primary schools)ことが多い。そのなかでも、義務教育直前の学級は就学前学級(reception class)と呼ばれる。

政府は、就園を希望する全4歳児の無償幼児教育を可能にしている。

### 初等教育

初等教育は5 - 11歳(卒業時)の6年間、小学校で行われる。小学校は、さらに、1 - 2年生の低学年(infant)、3 - 6年生の高学年(junior)の2つの段階に区分されている。

小学校が、低学年のみの学校(infant schools)と、高学年のみの学校(junior schools)として別々に分かれている地域もある。なお、本報告書においては、幼稚部を併設している小学校を初等学校と記述している。

児童数に基づく初等学校の規模は、100 - 300人の学校が半数以上であり、500人以下のところほとんどである。

初等学校低学年(infant)で30人を越える学級は、教育技能省(DfES)の発表(2002年11月)によると、全体の0.7%であり過去5年間でほぼ解消されている。

公立（営）初等学校の低学年（infant）学級の規模の推移

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
平均学級規模	25.7人	24.9人	24.5人	24.4人	24.5人
30人以下の学級	78%	89%	98%	99.5%	99.3%
31人以上の学級	22%	11%	2%	0.5%	0.7%
初等全体の31人以上の学級	34.8%	31.5%	26.5%	21.1%	17.9%

〔教育技能省（DfES）〕

### 中等教育

11～16歳（卒業時）の5年間（義務教育の後期）は、中等学校（secondary schools）で学ぶことになっている。

公立の中等学校（secondary schools）のほとんど（9割弱）は、コンプリヘンシブ・スクール（comprehensive schools）という総合制中等学校であり、小学校の卒業者を原則として無試験で入学させるものである。この他に、スペシャリスト・スクール（specialist schools）という、ナショナル・カリキュラムに加えて専門とする教科を多く行う中等学校（secondary schools）がある。技術や外国語、スポーツ、芸術、科学、コンピュータ、ビジネスなどの分野に分かれており、政府の計画では、2005年までに1500校（イングランドの中等学校の半数近くに相当）に増やすとしている。一方、選抜試験により成績上位者を入学させるグラマー・スクール（grammar schools, selective schools）が少数ある。

また、新しいタイプの中等学校（secondary schools）として、2000年3月、政府は、社会経済的な困難による都市部の教育困難地域の教育水準の向上を目的に、公営独立中等学校（publicly funded independent schools）である「シティアカデミー」の導入を打ち出している。

シティアカデミーは、民間の個人や団体、宗教団体や慈善団体が発起人（設立資金全体の最高20%までを拠出）となって設立する独立学校（政府と設置者との直接契約）であり、地方教育局（LEA）の管轄とならない。そして、科学や芸術、数学、コンピュータ、外国語などいずれかの指導分野と学校運営に特色を持たせることになっている。（政府は、2006年までに少なくとも33の設立を目指している。）



〔シティアカデミー開校第1号のバクスレー・ビジネスアカデミー〕

5年間の中等教育を終えると、義務教育ではないが、シックス・フォームという2年間（16～17歳）の大学入学資格を目指す普通教育課程が設けられている。これは、通常中等学校（secondary schools）と併設している場合と、シックス・フォーム・カレッジという独立した教育機関の場合がある。また、シックス・フォーム以外の継続教育カレッジという教育機関（日本の専門学校に類するもの）も設けられている。

シックス・フォームで学ぶ生徒の数は年々増加しており、17歳人口の4割を超えている。（シックス・フォームの1年目を修了した者は、日本の大学受験資格を得る。）



私立（独立）学校（independent schools）としては、パブリック・スクールと呼ばれる伝統的なエリート校と、それ以外の私立学校がある。全体の約7%の生徒が私立学校で学んでいる。

### 特別学校

特別な教育的ニーズ（SEN, Special Educational Needs）を必要とする児童生徒のための特別学校（Special Schools）が設けられている。地方教育当局（LEA）が設置するものと私立のものがある。学校規模としては児童生徒数100人以下の小規模なところが多い。

政府は、特別学校（Special Schools）を重度障害等への対応に限定させるように誘導しているところである。特別な教育的ニーズ（SEN, Special Educational Needs）があるかどうかは、各学校や地方教育当局（LEA）が「実施規約」に沿って評価することとなっている。

SENの評価手続きの概要（2001年まで）

ステージ	概要
1	学級担任や教科担任が子どものSENを見つけ、SENコーディネーター（学校必置）と協調しながら必要な行動をとる。
2	SENコーディネーターが中心となって、他の教員とともに情報を収集したり、特別な教育の提供をアレンジしたりする。
3	SENコーディネーターが中心となるが、学外の専門家の助けを得る。
4	地方教育当局（LEA）は、判定評価の必要性を検討し、必要な場合は多角的な評価を行う。
5	地方教育当局（LEA）は、SEN判定書の必要性を検討し、必要な場合は判定書を作成する。作成後も、その後も状況をフォローし、見直しを行う。

\* 2002年1月からの新しい規約は2段階に簡素化している。

地方教育当局（LEA）は、必要に応じてSEN判定書を発行することになっているが、判定書を持つ児童生徒のうち特別学校（Special Schools）に在籍するものの割合は36.2%（2002年）であり、毎年減少している。（最終判断は保護者の意思または他の子どもに対する効率的な教育の提供に反しないかどうかが考慮される。）

### 児童生徒受入施設

児童生徒受入施設（PRU, Pupil Referral Units）は、退学処分を受けた児童生徒等、通常の学校に通学することが困難な児童生徒を一時的に受け入れて就学機会を与えるための施設である。施設での指導を通じて改善が見られれば通常の学校に復帰することが期待されているが、中等学校（secondary schools）の後期段階の場合は施設に在籍したままGCSEを受験して卒業する場合もある。また、通常の学校と児童生徒受入施設に二重在籍して、それぞれで指導を受けることも可能になっている。

## （3）学校理事会

すべての公立学校には学校理事会（School Governing Bodies）が置かれることになっている。理事の人数は、学校の種類や学校の児童生徒数により異なった定めがあるが、構成員は、保護者の代表、地方教育当局（LEA）の代表（政治家の場合もある）、教員の代表、職員の代表、地域の代表、校長となっている。自主学校の場合は、財団から、保護者の代表に次いで多い人数が構成員となる。

公立学校は、学校理事会（School Governing Bodies）の監督の下に運営されるが、実際の管理運営を進めるうえで、校長と学校理事会の関係はどちらか一方が上に立つというものではなく、両者は、学校の運営に当たり意思決定機関（学校理事会）と執行機関（校長）として相補って責任分担するとされている。

学校理事会と校長の役割分担

職 務		意思決定			
		学校理事 会が決定	校長の助 言により 学校理事 会が決定	学校理事 会から校 長に委任	校長が決 定
学校予算	各年度の予算の承認				
	毎月の支出のモニター				
	支払い行為				
職 員	校長の任命				
	副校長の任命				
	教諭の任命				
	教員以外の職員の任命				
	給与額の決定(校長は自らの給与額については助言できない)				
	校長の解雇				
	他の職員の解雇				
	校長の停職措置 他の職員の停職措置				
カリキュラム	ナショナル・カリキュラムの実施責任				
	学校が提供する教育水準の責任				
	個々の子どもへの教育の責任				
	性教育の実施				
	政治的中立の確保				
	学習到達目標の設定と公表				
停学・退学	学校規律の決定				
	停学・退学措置の決定				
	停学・退学措置のレビュー				
入学許可	入学許可方針の決定				
	入学希望者への入学許可				
宗教教育	学校のカリキュラムに沿った宗教教育の提供の責任				
学校組織	学校理事会規則の作成				
	OfSTED監査後の行動計画の原案作成				
	通学日・休暇の決定(コミュニティ、自主(政府管理)学校を除く)				
保護者への情報提供	年次保護者会の開催				
	学校理事会の発行する情報提供				
	無償給食の提供の保証				
学校理事会	学校理事会の理事長及び副理事長の任命				
	学校理事会の定期・臨時開催				
	地域代表委員の任命				

\* 複数に がついている場合、どの方法で決定することも可能。

出典 榎本剛「英国の教育」(財)自治体国際化協会)

保護者、教員、職員の代表者としての理事は、それぞれの母集団の構成員による選挙で選ばれる。

理事は、辞職せず、かつ欠格要件に該当しない限り、4年の任期を持っている（校長及び財団からの理事を除く）。また、理事は無給とされているが、会合出席のための交通費や事務経費等の支給が認められている。（都市部を中心に理事会の定員を充足することが困難なところがあり、課題となっている。）

#### （４）学校選択と入学受入

1980年教育法において、全ての子どもは保護者の希望に応じて公立学校に入学することができることとされており、その後、細かい制度改編が行われてきている。

子どもの入学については、地方教育当局（LEA）や学校理事会が作成する入学受入方針にしたがい、保護者が学校を選択できる。応募者数が入学定員を上回った場合は、あらかじめ決められた条件にしたがって入学が認められる。

その条件は、 兄弟がその学校に通っている

学校からの距離が近い

公共交通機関による通学が容易 等

がほとんどであるが、一部で通学区域の概念を持つところもある。一方、判例により、以下のようなことも明らかとされている。

\* 子どもの住所が地方教育当局（LEA）の管轄外であっても、入学受入当局は、そのことだけを理由に入学を拒むことはできない。

\* 逆に、地元の学校であっても、あらかじめ希望しない限りは自動的に入学が認められるわけではない。

保護者の中等学校選択に関しては、「学校訪問」や「他の保護者との情報交換」、「学校要覧を読む」、「小学校の教員に聞く」などが多く行われている（保護者へのアンケート調査）。一方、選択に当たって考慮する事項としては、通学の利便性を挙げる保護者が75%、パフォーマンス・テーブル（全国テスト）での成績など学業状況を挙げる保護者が43%、子どもの希望を挙げる保護者が31%という調査結果（2000年、複数回答可）が出ている。

入学受入については、小学校では学力による選考は認められていない。中等学校（secondary schools）の場合、コンプリヘンシブ・スクール（comprehensive schools）では、試験結果による学力別選考も客観的・公平なものである限り認められている。スペシャリスト・スクール（specialist schools）のように専門性を持つ中等学校については、当該専門分野に関する（学力ではない）潜在的能力を基にする選考も定員の10%まで認められている。また、グラマー・スクール（grammar schools）や宗教的基盤を持つ学校の場合は、特別な扱いが設けられている。

#### （５）カリキュラム

ナショナル・カリキュラムは公立学校に適用されるものであり、1988年教育改革法により制度化され、現在は1996年教育法を根拠としている。これを受けて教育技能大臣がナショナル・カリキュラムを定めることとしており、「ナショナル・カリキュラムの到達目標及び学習事項に関する命令」が教科ごとに公表されている。カリキュラムに関する具体的な業務は、法律・命令を受けて「資格カリキュラム機構（QCA）」が担っている。

ナショナル・カリキュラムは、義務教育段階の11年間を、4段階のキーステージに分けている（K1－K4）。

学年とキーステージの関係

キーステージ	学 年	学校種	該当年齢	外部試験
K 4	1 1	中等学校	1 5－1 6	GCSE試験(16歳)
	1 0		1 4－1 5	
K 3	9		1 3－1 4	全国テスト(14歳)
	8		1 2－1 3	
	7	1 1－1 2		
K 2	6	小学校	1 0－1 1	全国テスト(11歳)
	5		9－1 0	
	4		8－ 9	
	3		7－ 8	
K 1	2		6－ 7	全国テスト( 7歳)
	1		5－ 6	

各キーステージにおける履修教科

K 4												
K 3												
K 2												
K 1												
教科	英語	数学	理科	技術	情報技術	歴史	地理	現代外国語	美術デザイン	音楽	体育	○ 市民教育(二〇二〇年から)

- \* 英語、数学、理科は、「中核教科」と呼ばれ、その他は「基本教科」と呼ばれる。
- \* 宗教教育や性教育（中等学校）、職業教育（K4）も必須となっている。
- \* 市民教育（education for citizenship）は、公民教育とも言え、日本の「公民」のような分野を含みながら、教科横断的テーマとして指導することが望ましいとされている。K1、K2においても、人格形成や社会性の発達の観点から各学校の判断で導入が奨められている。
- \* K4では、職業関連科目に重点を置くため、カリキュラムの弾力化が行われている。
- \* 学校の方針により、ナショナル・カリキュラム以外の教科を教えることも可。
- \* すべての教科を通じて習得すべきとされる事項（問題解決能力や質問する力、創造的思考力、評価能力、共同学習力など）も、ナショナル・カリキュラムに定められている。
- \* 小学校では、ナショナル・カリキュラムの他に、「全国読み書き戦略」や「全国計算戦略」が定められており、事実上義務化されている。
- \* 教科書や教材について政府は直接関わっていないが、大手教育出版社がナショナル・カリキュラムに準拠したものを出版しており、学校は適宜使用している。
- \* 各教科の授業時間数は、年間授業時間の目安を政府が定めている（K4を除く）。
- \* 中核教科の授業時間がどの学校も多く設定されている。なかでも、英語と数学の時間が群を抜いて多い。

## (6) 学習到達度の評価

義務教育段階においては、児童生徒の学習到達度を評価し教育水準を確保するための仕組みとして、校内における「教員による評価」(teacher assessment)と、キーステージ修了時の外部試験の2種類が設けられている。評価としては、それぞれ同等の比重を有している。

### 小学校入学時評価

英国では、小学1年又は入学準備学年(reception class)に入学した4-5歳児を対象に、入学後7週間以内に小学校入学時評価(baseline assessment)を行うことが義務付けられている。これは児童の個別のニーズを踏まえた指導計画の作成や入学後の進歩を測定することを目的に行われており、児童の読み書き計算能力、自己・社会性について評価が行われる。(1998年に法制化)

### 教員による評価

外部試験がキーステージ修了時の達成度の一面を写すものであるのに対して、教員による評価は児童生徒の学内での学習活動すべてを評価の対象とするものである。学校は、少なくとも年1回は児童生徒の評価を行うこととなっている。

### キーステージ修了時の評価

「2000年イングランド教育(児童生徒の情報)命令」により、各キーステージの修了学年の場合は、教員による評価に加えて外部試験の結果を保護者に成績簿として報告することとなっている。具体的には、各教科の到達度(英語、数学、理科については單元ごとの到達度を含む)についての評価を行う。その他、( )ナショナル・カリキュラム・テストに関し「その学校の成績の状況」・「全国レベルでの状況」、( )担任教員による児童生徒に対する所見(各教科への取組姿勢及び成果、宗教教育、生活態度、今後の改善目標)、( )出欠席状況、( )GCSEの結果(K4のみ)も報告されることとなっている。

### キーステージと到達レベルの考え方

ナショナル・カリキュラムでは、各教科について全キーステージを通じた児童生徒の理解到達度として「到達レベル1」から「例外的到達」までの9つの到達レベル(attainment targets)を設けている。(中核教科及び現代外国語については、單元ごとにレベルが定められている。)

理解達成度の分類と各成績の基準

	K 1 (7歳)	K 2 (11歳)	K 3 (14歳)
例外的到達			例外的到達レベル
到達レベル8			標準以上到達レベル
到達レベル7			標準以上到達レベル
到達レベル6		例外的到達レベル	標準到達レベル
到達レベル5		標準以上到達レベル	標準到達レベル
到達レベル4	例外的到達レベル	標準到達レベル	
到達レベル3	標準以上到達レベル		
到達レベル2	標準到達レベル		
到達レベル1			

児童生徒は、K1修了時にはレベル2、K2修了時にはレベル4、K3修了時にはレベル5又は6に到達していることが求められている。政府は、2004年までに85%の児童が英語及び数学でレベル4以上を取得するとともに、35%の児童がレベル5以上を取得するという公約を発表している。

### ナショナル・カリキュラム・テスト

ナショナル・カリキュラム・テストは、K1 - K3 修了段階ごとに中核教科に関して全国規模で実施するものであり、レベルの到達度が毎年測定され、結果が公表される。また、この結果は、教育水準監査局 (OfSTED) の監査対象となる。

#### 外部試験

外部試験には、キーステージごとのナショナル・カリキュラム・テスト(全国テスト)、中等学校修了一般資格 (GCSE, General Certificate of Secondary Education)、シックス・フォーム在学の生徒を対象とする大学入学資格 (GCE, General Certificate of Education) 上級 (Aレベル)、準上級 (ASレベル)、職業関連資格がある。こうした GCSE や GCE の Aレベル等は、生徒が受験した科目についての成績証明の性格を持ち、高等教育への進学や就職に当たって重要な意味を持つ。英国では、これらの試験に合格しなければ学校を卒業しても何の資格も得られないことになる。

なお、GCSE は、ナショナル・カリキュラム・テストではなく早期受験が認められており、多くの生徒は1教科でも多く16歳前に受験しようとしている。また、GCSE 及び GCE は、試験だけでなく授業中の活動 (コースワーク) も評価の対象としている。

#### パフォーマンス・テーブル

ナショナル・カリキュラム・テスト及び GCSE、Aレベルの結果が学校ごとに公表されることを「パフォーマンス・テーブル」と呼ばれている。

学校成績一覧表の公表が始まったのは1993年からであるが、当初国内世論は賛否両論であった。そこで、政府は、「入学時からどれだけ子どもの成績が伸びたかという点に着目しないと学校の努力を公平に判断できない」という指摘もあり、生徒の中等学校入学後の学力の伸び具合が分かる指標を2001年に試行し、2002年からは完全実施するとしている。

新聞等では、優秀な成績をとった学校等の取組が事細かに紹介される。

## (7) 教員

教員不足は依然続いているものの、教員数は近年増加傾向を示しており、2002年も増加を示した。こうしたなか、指導の質的向上を図るため、政府は職務内容の改善、教員の仕事 (work load) の合理化を進めるための検討を進め、勤務時間の縮減を含む包括的な施策を教員組合等との合意文書の形で示した。また教員給与については、学校教員調査委員会により2003年度については前年比2.9%増とすることが政府に勧告されたが、インフレ率と同率に落ち着く見通しとなった。(初任教員の年収は約360万円、学校長の最高額は約1,760万円となっている。)

このほか、優れた教育実践の普及をねらいに、政府が支援する民間団体が1999年から優秀教員の表彰を行っているが、2002年は全国150余名の教員を優秀教員として表彰している。また、1998年から導入されたスーパー教員(正式には「上級能力教員 (AST): Advanced Skills Teacher」) という教員資格は、優れた教員に高い報酬と動機付けを与えることにより、人材の確保及び教育水準の向上を図ることを目的としている。新任教員への指導や困難に面した教員の支援、他の学校や教育機関での活動に参画することを職務とするが、スーパー教員制度は、校長や教頭を代替する昇進の道として教員にインセンティブを与え

ている。また当初、スペシャリスト・スクールや教育改善地区、ビーコン・スクール(Beacon Schools：優秀学校)で限定的に活用されていたが、現在はすべての公立学校に拡大されている。

## 5 教育改革の動向

2002年7月16日、エステル・モリス前教育技能大臣は、教育政策文書「教育と技能：改革への投資」を明らかにし、今後の教育改革の方針を示すとともに、そのための財政措置を明らかにした。その教育改革全般の原則として、次の4つを掲げている。

教育水準の向上とアカウンタビリティの強化

学校運営に関する分権化と権限委譲の促進

学校の管理運営における柔軟性と教員の動機付けの強化

学校選択・教育機会の拡大

そして、特に、総合制中等学校改革を進める方向を示している(略)。

また、2002年7月24日、ブレア労働党政府が提出した教育法案が女王の裁可を得て2002年教育法として成立し、新しく就任したチャールズ・クラーク教育技能大臣は、モリス前大臣が進めていた改革路線を引き継ぎ、次のような施策を進めている。

### (1) すべての子どものニーズに応じた多様なシステム

\* スペシャリスト・スクールの学校数を拡大する(2005年までに1,500校)。

\* スペシャリスト・スクールの種類に「理科」、「工学」、「ビジネスと起業」、「数学とコンピュータ」を追加する。

\* ビーコン・スクールの学校数を増加する(2005年までに中等学校で400校)。

\* シティ・アカデミーの学校数を増加する(2005年までに20校)。

### (2) 学校に応じた改革

\* 成功している学校が水準向上に完全な責任を持ち、自由・能力・インセンティブが与えられるようにする。

\* 上級スペシャリスト・スクール、上級ビーコン・スクール等を制度化する。

\* 学校改革部(schools innovation unit)を創設する。

\* 学校間連携を進めるための規制緩和を行う。

\* 学校に対し、外部組織(ボランティア組織、企業、宗教団体)と協調できる能力を付与する。

\* 学校新設に当たって、地方教育当局は、他の地方教育当局、企業、民間団体からの設置の提案を受けるようにする。

\* 学校における地域サービス(チャイルド・ケア等)の提供を可能とする。

### (3) 失敗や低水準に対する断固たる介入

\* 困難な環境にある学校への支援により、すべての学校において、生徒の25%以上が5教科のGCSEでC以上を取得する(2006年までに実施)。

\* 極めて困難な環境にある学校に対する集中的支援(例:とても小さい学級規模の導入)により、水準の向上を図る。

\* 低水準の原因が学校理事会にあると判断される場合、学校理事会の機能を停止し、臨時委員会(Interim Executive Board)が役割を担う。

- (4) 全国的な教育水準の向上と個々の生徒に応じた学習
- \* 中等学校前期の水準向上のため、14歳時の学力テストの結果を公表。キーステージ3修了時に、85%が英語、数学、情報教育で、80%が理科でレベル5以上を取ることとする(2007年までに実施)。
  - \* パフォーマンス・テーブルにおいて、入学後の生徒の伸び率が分かる統計も公表することとする。
  - \* 特に14歳以上の生徒について、できるだけ個々の生徒のニーズに応じたカリキュラムを設計することを可能にする。
  - \* 才能ある生徒の能力開発の奨励。
  - \* 14 - 19歳に応じた職業教育のカリキュラムを開発する。
- (5) 教員への支援
- \* 教員10,000人増、アシスタント教員20,000人増、訓練を積んだ1,000人の事務長を確保する。
  - \* パイロット事業により、教員の事務量の問題について、教員の職務負担の量と教育水準の確保の観点から検討する。また、教員の勤務時間のあり方を見直し、授業準備、研修、学校運営のための時間確保を図る。
- (6) カリキュラムの弾力化と職業教育の充実
- \* キーステージ4の必須教科を「英語」・「数学」・「理科」・「情報教育」に減らす。(「現代外国語」は選択教科にする。)
  - \* キーステージ4の授業における必須教科の割合を5割に引き下げる(現行は8割)。残りは生徒がそれぞれの必要性和興味に応じて、職業教育をはじめとする様々な事柄を学ぶこととする。
- (7) 一般資格と職業関連資格の一本化及び職業関連資格の社会的認知度の向上
- \* GCSEに職業関連科目(例:「エンジニア」・「観光業」)を設け、一般科目(例:「英文学」・「数学」)と同等に扱う。
  - \* 「職業Aレベル試験」(Vocational A Level)をAレベルに完全に一本化する。
- (8) 試験制度の見直し及び能力のある生徒の学習奨励
- \* 能力のある生徒が、キーステージ3修了時の全国試験とGCSEを、それぞれ1年早く受験できるとともに、キーステージ4で成績優秀な者はGCSEを飛ばしてASレベルを受験できることとする。
  - \* Aレベルに、現在の最高位の評価であるA以上の評価(A with distinction)を創設する。
- (9) 外国語教育の奨励
- \* 外国語カレッジの数を少なくとも200校にする(現在は126校)。
  - \* 希望するすべての小学生が、外国語を学ぶ機会を得る(注意:義務化ではない)。
  - \* 小学校における外国語の指導者確保のため、教員養成のほか、外部資源の活用を検討する(例:就労経験を得るために英国に渡航する外国人、英国の大学への留学生、大学で外国語を学ぶ学生等)。